

## 慶徳如松・麗女夫婦と丹羽家(三)

倉 本 昭

### 7 如松の了承と丹羽系譜調査の開始

如松は天明四年八月二十五日、江戸の丹羽半左衛門並びに息・次郎三郎に宛てて、御依頼の件につき委細承知との返書を認めた。それに添えた別書において、如松は三草藩家老に以下の事項について確認を求めている。

①慶徳家に伝わる丹羽系図には、一色公深から丹羽氏九代目・氏識までの記載があるが(前号24頁を参照のこと)、清和天皇から公深までの分と、氏識よりあとから先代までの分が漏れている。よって遺漏の分は別紙に書き継いで送りたい。

②十代目・氏勝から先代・氏栄までの位階と生年月日などは、こちらではわからないので、播州三草の菩提寺・妙仙寺に問い合わせたい。ついては寺と三草留守居の林直右衛門まで便宜を図るべく申し送ってほしい。

③に関して、妙仙寺と林直右衛門には如松本人からも直に依頼書を送った。寺には家老、留守居、如松本人の三方から依頼がいった

慶徳如松・麗女夫婦と丹羽家 3

わけである。伊勢の御師が一方的に大名家の過去帳調査を依頼しても、菩提寺が安易に応えられることではなからうと、如松は神経を使い、丹羽家からも同時に依頼状を遣わしてもらったのである。

丹羽家代々の菩提寺である妙仙寺は、丹羽氏識の先代にあたる八代目・氏清のもと、明応六年、尾張岩崎において、盛禪禪師による開山と伝える。氏清の四代あとの氏信が美濃の岩村に移ると、寺も共に転じ、十七代目・薫氏が三草に所領を得て以来、さらに三草に転地し、そこで現在に至るまで法灯を伝えている。(『播州三草藩史(立藩編)』吉田省三著 昭和五十九年 播州三草藩史刊行会)

妙仙寺は慶徳家にとってもゆかりのある寺であった。このたびの書継ぎ系図と共に丹羽家に差し出された延宝八年十二月八日付の「伊勢御初尾帳」に「一同式斗 妙仙寺」とある。当時の丹羽家当主は十五代目・氏明であり、岩村を治めていた。ちなみに、天明四年十一月二十七日付如松書簡を見ると「尾州岩崎村妙仙寺、濃州岩村之乗政寺は私旦那二御座候二付」とある。後者の乗政寺は、岩村妙仙寺と同地であった。吉田省三氏によると、乗政寺は松平氏が小諸から入部した際、その菩提寺が転地してきたものであった。し

かし、丹羽氏信・氏定・氏純・氏明の墓は現在でも岩村に残るから、乗政寺は妙仙寺が三草に移つて以降、丹羽氏信以下四代の菩提寺としての役割をも果たしていたのである。

また如松・麗女夫婦が丹羽家にお家再興のための資金援助を嘆願していた期間のうち、明和二年二月二十八日という日、夫婦は住吉から丹羽家屋敷に訪れて、三草妙仙寺の住職に会つてゐる。その時、留守居・林直右衛門も屋敷に来ていて、住職は彼と同席していた。当時の住職は十九世・高梯隆峯である。

さて、系譜調査を依頼された如松の意を受けた林が、妙仙寺に問い合わせたところ、住職は寺を留守にしていたようである。そこで林は住職が帰り次第、あらかじめ過去帳・位牌の調査を依頼すると返事した。だが、あまりに遅滞するので、如松は催促状を寺に遺わしている。と同時に、岩崎妙仙寺、岩村乗政寺にも過去帳・位牌の調査を依頼した。三所への連絡は「旦廻便」を利用してゐる。御師は手代と呼ばれる使用人をかかえており、慶徳家の場合、二人いたらしい。如松の意を受けて、九月二十五日に与市郎が三草に、翌日、茂八が岩崎・岩村に向け出発した。彼等は御師手代として檀家まわりをする役目を負つてゐるから、そのついでに各寺を訪ねるのである。岩崎・岩村の二寺が檀家であることは先に紹介した通りである。このように檀家まわりを利用した郵便を如松は「旦廻便」と呼んでゐる（ちなみに如松が残した文書類には全て「旦家」と表記されてゐる）。与市郎も茂八も寺に一両日逗留する予定であり、如松は丁寧な書簡を持たせた。

以下は岩崎・岩村に宛てた書簡である。書簡中の句読点などは筆

者が付したものの。字体は現行のものに統一させていただいた。以下の古文書からの引用は全てこれに準じることとする。

以別書啓上仕候。寒冷之節に御座候得共、弥御堅勝に可被成御座、珍重奉存候。然者 丹羽長門守様御系圖書写仕候様、今般私へ被仰付候に付、貴寺に御座候、御先祖之御過去帳、御位牌、御墳墓之御石陰に記し在之候事共、乍御苦勞御写し被下候は、千万忝仕合に可奉存候。右之段御頼申上度、如此御座候。

追啓上、私參上仕而御頼可申上筈に御座候得共、近年甚々老屈仕候に付、不能其儀、以書通御頼申上候。何卒之御許容、御写被下候様奉頼上候。

尚々是式如何敷御座候得共、干瓢若包致進上候。御賞味可被下候、以上。

本状の記録の頭書きには、岩崎の檀家・鈴木喜七郎、岩村の檀家・誠小十郎宛てに「飾扇一通づつ」、両寺には「かんひやう百五十匁づつ」音物に届けたとある。鈴木は妙仙寺、誠は乗政寺の檀家でもあった。特に岩崎の鈴木は、丹羽家が岩崎を治めていた時代に土着した家老・鈴木家ゆかりの者の子孫であろう。

如松は祝儀の品として、よく扇と干瓢をもちだした。再びお家再興運動時の文書を見ると、明和二年正月朔日の条に、丹羽家重職すなわち家老と用人に「二本入扇子」を、丹羽氏栄に「ヤキ杉三本入扇子 床立ノ扇台ニのせて」献上したとある。同じ年の九月七日の条を見ると、

鈴木殿 昆布花千鳥一箱 栗焼花生一箱  
丹羽半兵衛殿 昆布花千鳥一箱 かんひやう一包

梅村殿 酒井殿 かんひやう一包つ、

とある。鈴木・丹羽は家老職、以下は用人クラスである。扇は如松が丹羽家当主に献上物をする際、大抵添えて出したものである。昆布などと共に御師からの祝儀としてはありふれたものであった。

さて尾張・美濃に向けた手代が帰ったのは十一月であった。十八日茂八が岩崎妙仙寺から過去帳の写しをもたらした。乗政寺は翌春までに整えるとの返事を託した。妙仙寺過去帳写しには氏清から氏明までの没年、戒名などが記されていた。これにより、この節の冒頭に記した①の問題は解消され、九代目・氏識より以降十五代目・氏明までの書き継ぎが可能となった。では十六代目以降は、どうなったか。

手代・茂八が帰るより前の十月二十五日に、江戸屋敷より家老・丹羽次郎三郎から三草経由で書簡が届いた。そこに先代・氏栄侯までのことは必要なら後ほど委細書き出して送るので、まずはわかる範囲で書き継いで送られたしとの沙汰があった。そこで如松は三草の林と岩村の誠小十郎に宛てて、調査依頼の件は幸いこちらで調べがついたことを報告し、面倒をかけた礼を述べた。

余談ではあるが、岩村からは、随分遅れたものの、翌年八月十六日に、過去帳と位牌の調査結果を郵送してきた。差出人は乗政寺定阿とあり、認められたのは四月十五日である。そこには檀家の誠小十郎よりの添状もあり、「尾州表桑名や六兵衛方」より来翰している。本節最後に一つだけ確認しておきたいのは、家老から如松への書

信が三草の林直右衛門を介して送られている点である。これにどのくらいの時間がかかったか。ここまでの経緯をふりかえってみよう。七月二十四日付け養子願書の聞き届け書が、江戸から三草を経由して伊勢に着いたのが八月十五日。九月二十八日付けで江戸より遣わされた書簡が三草を経由して十月二十五日伊勢着である。長くても一月近くかかったことになる。しかしながら、知行地とは連絡網があるゆえ、それを利用した方が便利であったのだろう。また、三草経由の書信配達は丹羽家側もやりとりを急いでいなかったことをあらわすのであって、寛政初の第二次系図書き継ぎの折は、幕府から急に系図差出しの命が下ったとあって、江戸から飛脚便を使って直接伊勢に書信をもたらししている。この場合、江戸からの十二月二十二日付書信が着いた日は二十九日であるから、一週間で到着していることになる。一方、如松から家老への書信が必ず三草を経由したかどうか。如松が系図書き継ぎの承諾書を出した際も林を通したとは書かないし、出来上がった書き継ぎ系図も「残らず次郎三郎殿へ遣し申し候」とあるのみである。ちなみに系図は十一月二十七日に送付され、それに対する家老の礼状が十二月二十一日付で記されている。この期間のみで三草を経由したと判断するには慎重を要するであろう。そこで、三草経由で如松が江戸丹羽屋敷に書信を送ったことがわかる例として、本稿第一回目に記した養子願書を取りあげよう。如松は林を介して江戸に願書を送っていて、それに「五月状」を添えていた。また八月二十五日付で江戸家老に系図書き継ぎ承諾書を書くと同時に、三草の林と妙仙寺に宛てて過去帳調査の依頼状を書いている。これらはまとめて三草に出されたと考えるのが自然



以上の書き継ぎ系図と関連文書の調査の注意書きが、次郎三郎に宛てた別書に書き連ねられている。これを見れば、如松の調査・考証過程がつぶさに判明する。つまり彼の学識がわかるわけだから、以下に翻刻しながら検討していくことにしたい。

岩崎の妙仙寺よりは早速過去帳之写し参申候。当時は御屋敷様に甚御疎遠之由に御座候得共、流石妙仙寺に而若村御時代迄粗相知れ申候。其内折戸に被成御座候。氏従公迄申参候。就夫私義達意之筋に御座候而参申候て致吟味候は、本郷に被為成御座候御両代様も相知れ可申物をと残念に奉存候。右妙仙寺より申参候過去帳之写し共則書かへ申候。其内

天正八庚辰十一月廿二日 永録十一戊辰八月四日

雪庭道可庵主 玉窓貞金大禪尼

岩崎城主丹羽道休子息 丹羽道可殿室信長之妹

此道可公と申候は氏勝公之御事に可有御座と奉存候而氏勝公之条に書記申候。且此奥様信長之妹之由、初而承候。

妙仙寺が記録して送ってきたのは丹羽家八代目・氏清から十五代目・氏明までである。しかし先の引用部で注意が必要なのは、氏従の名があることである。氏従は五代目であり、

明応六丁巳八月六日

慶徳如松・麗女夫婦と丹羽家 3

長松寺殿龍沢道盛大禪定門

尾州愛知郡折戸之城主丹羽和泉守氏従

延徳三年亥五月九日

万年寺殿大嶽宗徳大禪定尼

丹羽和泉守 氏従室(朱)

とある通りだが、それより後の永禄年間に没した八代目・氏清、その室、九代目・氏識に続いて記載があり、このあと慶長年間に没した十一代目・氏次に続く。過去帳そのものに錯乱があったか、記載は編年の形になっていない。しかも氏従があるのに、彼に続く氏員、氏興の二代が抜けている。如松が現地へ赴いて調査が可能なら本郷に城構えした両代のことでも明らかにできるのにと残念がつているのは、この氏員・氏興のことである。

また書簡で雪庭道可庵主を十代目・氏勝に定めている根拠は、

① 慶徳家蔵丹羽系図(前回24頁参照)によれば、氏識の法名が「清安道休」とある。

② その「道休」の子息となると氏勝となる。

というものであった。氏勝以降当代・氏福(十九代目)までの流れ自体は如松も承知していた。なぜなら家老・次郎三郎が九月二十八日付書簡で「先年大坂に(而)も系図掛御目候間」と言っている通り、如松は家老家系図を閲覧している。岩出家蔵書のうち『丹羽系図』とあるものは、家老家系図を如松が大坂で写していたものに、新たに家老家から提供された抜書きにもとづいて加筆訂正したものの

である。これを見ると、氏勝から如松在世当時の当主・氏福まで記載されている。よって如松がわからなかったのは、あくまで「氏勝様より御先代様迄御位階御生卒年之年月日など」（八月二十五日付次郎三郎宛書簡）の詳細であった。

この考証の結果、如松は『丹羽系図』の氏勝の項に没年を「慶長二年十一月廿二日卒年七十五」とあるのを見せけちにして、「天正八年辰十一月廿二日卒」とあらためている。しかしながら『藩翰譜』所載丹羽系図は氏勝の卒年を「慶長二年十一月廿二日卒年七十五」としている。『寛政重修諸家譜』も同様。

如松書簡にもどって更に見ていくと、

慶長四己亥八月三日

即庵玄心大禪定門

丹羽勘六殿事

此御方は氏勝様之御舍弟様などにて所々之軍場へ御陣代に御出馬亦在之候故、後大平記、織田軍記などに源六様と記し申候哉と奉存候。勘源其音似寄申候故、二記に誤り記し申には無御座候哉と奉存候。又本朝武林伝に氏勝様慶長二年に御逝去候由記し申候者此御方と間違申候哉共奉存候。

『藩翰譜』を見る限り、勘六に関する如松の考証は誤っているようだ。この人物は氏次の長男・勘六郎、氏資である。如松は寛政元年中に内宮御文庫で『藩翰譜』を閲覧しているけれども、この時点

で見れば、かかる過ちは犯さなかったであろう。それによれば源六は氏勝と子息・氏次が名乗っている。だから源六と勘六とは全く別人であって、勘と源の音の近似により通俗軍記類が勘六を源六に誤ったのであろうという考証は的を射ない。また『本朝武林伝』が触れる氏勝の没年は、『藩翰譜』でも同じであるから、丹羽家が過去に提出した家譜に既にそうあったのであって、如松が家老から閲覧に供せられた系図も同様であった。それを疑ってかかったのは、如松が岩崎妙仙寺の過去帳に信をおきすぎたことによる。しかし、この過去帳は編年がくずれていたたり、氏従の記載があつて続く二代の記載が欠けていたり、むしろ疑わしい点が多かった。一応参考のために、岩崎の過去帳と『藩翰譜』で、氏識以下氏次、氏資までの没年を比較しておこう。

	氏 識	氏 勝
妙仙寺 過去帳	永禄九（1566）年 六月十六日	天正八（1580）年 十一月二十二日
藩翰譜	永禄八（1565）年 六月十九日 六十九歳	慶長二（1597）年 十一月二十二日七十五歳
		寛文九年八月十八日息女没

	氏次	氏資
妙仙寺 過去帳	慶長六(1601)年 三月十九日	慶長四(1599)年 八月三日
藩翰譜	慶長六(1601)年 三月十九日五十二歳	慶長四(1599)年 八月三日

これを見ると、妙仙寺過去帳は氏勝の世代の記載に疑問符がつき  
 そうであるが、如松は最後まで不審を抱くことがなかった。しかし  
 勘六については、乗政寺から過去帳の写しを得て、自分の考証の誤  
 りに気付いたのであった。一連の系図書き継ぎ文書をまとめた「天  
 明四甲辰冬 丹羽様御系図書継候覚書」所載丹羽系図には、青色で  
 氏次の男として

某 勘六 慶長四亥八月三日卒

法名即庵玄心

と補っている。

続いて十二代目・氏信に関する考証。

一 尾州岩崎村御出城以前御俸祿之御事は見当り不申候。本朝  
 武林伝に長久手御合戦後、後年依鈞命仕信雄於勢州賜七千石と有  
 之候得共、此説は難致信用候歟。又三河後風土記に天正年中大神  
 君関東へ御初入之時、

慶徳如松・麗女夫婦と丹羽家 3

勤助氏次子

五千石 武州之内

丹羽勤助氏信

と出申候へ共、此時 氏信様にては時代合不申候へ共、私方御神  
 領御寄附之申伝に合申候得は、是は実説歟と奉存候。

ここで如松が氏次の俸祿七千石を疑う理由は明らかでない。家康  
 が江戸入城した天正十八年、氏信は伊勢で出生したばかりであるか  
 ら、三河後風土記の記述が信用するに足りないことは明らかである。  
 あるいは、ここに五千石とあつたりするから石高は不明であるとい  
 う意味であろうか。御神領うんぬんは、このたび書き継ぎ系図と共  
 に提出されたものであるが、天正十八年八月二十日付で「伊勢江御  
 寄進之事勤助知行分にて百分一之御寄進也」とある墨付きのこと  
 である。如松は、これを根拠に、氏次が天正年中伊勢に知行をとつて  
 いた説の信憑性を確認したのである。しかし『寛永諸家系図伝』の  
 氏次の項には既に「勢州にて七千石を領す」とあり、丹羽家として  
 は疑う余地ないことであつた。

如松は老体に鞭打ちながら諸書にあたり懸命な作業ぶりを示した  
 が、少々のはずれな考証を行っていることも否定できない。丹羽家  
 から以前に差し出された系図資料の写しでも提供されておれば、  
 もっと能率よく的確な作業ができたと思われる。しかし私はここで  
 如松の考証能力の限界を殊更あげつらう意図はない。

それよりも興味があるのは、如松が系譜考証に利用した資料が具  
 体的に明らかにされている点である。『後太平記』『織田軍記』など  
 はいわゆる通俗軍記であり、現在、これらの書にもとづいて歴史考

証を行うのには問題がある。しかし、こうした資料をもとに考証された結果が、幕府編纂系譜に反映されることがあったのも事実ではなかったか。

今ここに、如松が系図書き継ぎに参照した資料の一覧を掲げる。

①『一色氏私考』に引用されたもの

姉川合戦記	織田軍記	京都將軍家譜	後大平記
後大平記評判	信玄全書軍鑑之卷	慈松院殿記	関原軍記
太閤記	豊臣秀吉家譜	長久手合戦記	浪花軍記
難波戦記	難太平記	日本王代一覽	本朝三国志
本朝武林伝	三河後風土記	大系図	武家系図

②『抜粹丹羽』に引用されたもの

織田軍記	太平記	丹羽半兵衛家系図	藩翰譜
三河後風土記			

③如松の書簡中に見えるもの

斯波軍記 武鑑 諸国城主記

これらは如松筆文書に見える題をそのまま掲げただけで、たとえば『信玄全書軍鑑之卷』は『甲陽軍鑑』の多くある異本のうちのひとつである。

また②の『抜粹丹羽』はこのたびの系譜書き継ぎの副産物で、『一色氏私考』とは別書であり、やはり諸資料からの丹羽家に関する記事の抜粹からなる。これは丹羽家に提出された形跡はなく、『藩翰譜』が引かれているから、寛政元年十一月以降同二年二月ころまでに成立したもの。のちに詳しく述べる寛政の書き継ぎ作業の際の産物で

ある。

資料の史学的価値は問わないことにして、たとえば『一色氏私考』編纂について見れば、四ヶ月の間に、これだけの書物を一覽して記事を抜粹したことになる。いわゆる織豊時代から江戸初期までが範囲であるから、ある程度資料もしほりこめるけれど、和学者として名をなしたわけでもない人物にしては、相当書物に精通していた感がある。家老の書簡に「貴様には一入書物之処年来御心懸之事」「貴様年来書物御認めもの広く御覽候事」「貴様は年来格段御認めもの書物も御覽之上」(七月二十一日)と繰返し如松の学識を頼りにする言が見えるのは、面倒な仕事を依頼するための社交辞令的な意味合いのみではなからう。

さて叙上のごとき諸書を博搜の末、氏勝に関しては、安易で的はずれな考証をしてしまった如松であるが、丹羽氏の連枝に関しては慎重で、不明は不明として、いらざる詮索をしなかった。たとえば丹羽六太夫なる人物は、『長久手合戦記』によれば徳川家康と昵近の間柄であった重要人物である。しかし丹羽本家との続き柄がわからないとしている。本家筋の人物でない以上、丹羽系図書き継ぎには余り影響がなかったものの、彼を始めとして通俗軍記に登場する丹羽姓の人物は丹念に拾い出したことに注意しておきたい。ちなみに六太夫は小牧の戦の折り、家康に従った人物で、後に丹羽家が編纂した『丹羽氏系譜并軍功録』(この題は家老丹羽家の元に伝わるものによる。主家のものは近代まで書き継がれたものがあり、丹羽氏中氏によって寄贈された本が東京大学史料編纂所にある。こちらは『播磨三草丹羽家譜 乾 坤』とある。後者には家老・丹羽茂生

すなわち次郎三郎の序文がない。では「氏次の族従」と記載されているのみである。もちろん現在ある丹羽当主の系図と家老家系図によっても、この人物の位置は明らかにしえない。

しかし当主に関しては相当こまやかな配慮をはらったことが、以下の注意書きからも判明する。

氏定公 元名氏憲 氏明 元名氏房

右の両君元御名と書記仕候事は、武鑑松平能登守様御在城美濃岩村前祿の所に記し在之。且諸国城主記にも同様に在之候故、定而元之御名と奉存候故相記し申候。

これなどは丹羽家にしてみれば言わずもがなの事柄であつたらう。ちなみに『寛永諸家系図伝』は氏定までを掲載するものの、氏定の項に元名氏憲の記載がなく、それより後に編まれた『藩翰譜』には「初氏憲」とある。ところが氏明は『藩翰譜』編纂時は改名前であり、元名の氏房で載っている。如松は第一次書き継ぎ作業の際には『藩翰譜』を未見であつたから、武鑑などという俗書によつたことを明らかにしてまで、情報に遺漏なきやうと計らつてゐる姿勢を見せた。けれども、丹羽家から貞享元年差出系譜の写しでも提供されておれば、これらはむなししい作業であり、そこで費やした労力を別の考証事にまわせたのである。では、なぜ家老家は如松に充分な情報を提供しなかつたのであろうか。家老・次郎三郎からすれば如松がよくわからないことはそれなりでよかつた、と思われるふしがある。如松は主家の系譜考証という大事を託された手前、完全に近

いことを心がけているのだけれど、そのようなものを御師に作成させる意図が最初から丹羽家であれば、如松が不明の点について三草妙仙寺に問い合わせる姿勢を見せたのうららはらに、不明の点はこちらで詰めた上で知らせれば済むことだから判る範囲で書いてよこしてほしいとは書くまい。結局、丹羽家としては、自家がもつていない情報を慶徳家から提供させること、しかも、それをきちんとした記録の形で提供させることが目的ではなかつたか。主君が自家の系図と「見合す」ための資料として書き継ぎ系図を提出してほしいという家老の言葉（前回23頁）は、かかる意味において読み取る必要があろう。

ではなぜ書き継ぎが天明四年の冬でなければならなかつたのか。一つには、養子縁組許可を申し出た如松の健康状態が思わしくなかつたことがある。最後に家老家用に認めた『一色氏私考』に関する言及を掲げておく。

一 一色氏私考 今般編撰仕候て差上候 申伝之寛  
右御先代様之御事書記仕候に付、文字違など定て不致も所々可有御座と奉存候。宜く御高免可被成下候。右の物共へ仮名付申候様被仰下候故、何れも一本へカナ附申候。乍然在名、名字、名乗は別に説曲之御座候物に御座候得者、是を正し申事は私之力には難及御座候故、常よみ馴申候ま、にカナ付申候。尤二本共カナ之付候物は貴様へ上げ申候：

（中略。以下別項）

…且藤嶋御合戦之御先祖様御名譽など、私存命仕居申候は、此

度考残申候記録などひろひ上御代々の御勲功を編撰仕候而差上申度奉存候。乍然近年之如く度々相煩申候而は中々存命不定之儀ゆへ、急度御約束難仕候：

このほか如松は氏福の高覧に入れる場合、祐筆によつて清書してもらいたいと依頼している。家老家に献上した系図も清書版を整える余裕がなかったようだ。「元来甚不(器)用悪筆に御座候処、近年別而病苦に相悩甚見苦敷御座候へは」など身体的理由を何度もあげている。彼が没するまで大分間があるが、病弱であつたことは確かなよう、お家再興運動の頃から健康は害していたのである。丹羽家が慶徳家の養子縁組を認めたのがよい機会になるし、如松が本格的に病に臥せらぬうちに、丹羽家伝の増補と系図書き継ぎ作業を依頼しておいた方がよいと、次郎三郎は判断したのではないか。

次回紹介する次郎三郎の軍功録序文によれば安永三年春より彼は家譜編纂の下準備をはじめ、天明年中、氏福の命により本格的に軍功録ならびに系譜の新撰を開始したらしい。天明年中とは如松による書き継ぎ作業があつた天明四年をさすと考えてよい。だがなぜ氏福が、天明四年に軍功録・系図の新撰を思い立つたか。実のところは定かでない。ただ、前回の23頁に載せた家老二名連署の系図書き継ぎ依頼状に再度注意したい。その日付は七月二十四日となつてゐた。史料編纂所蔵の『播州三草丹羽家譜 乾』で氏福の嫡子・氏昭の項を見ると、その生誕は「天明三年癸卯七月二十四日」となつてゐる。つまり前記書簡の日付七月二十四日と一致するのである。これは偶然の一致でかたづくかもしれない。しかし慶徳家の養子縁組

の話聞いて、脈々と家を続かせることの大切さを思い、ひるがえつて満一歳を迎えんとする嫡子を思えば、彼の前途の多幸を祈ると同時に、そこに到るまで世世艱難を乗り越えて家を継ぎ、子々孫々に福を分かつてきた先祖達への感謝の念がおこつてもおかしくない。そこでこつこつ家伝採集を続けていたらしい次郎三郎に軍功録・家譜新撰を命じた、ということが想像されはする。とにかく、嫡子の誕生、慶徳家の養子縁組成立といった諸条件が影響しあつて、氏福に新撰の意志を生ぜしめたとまでは言つてよからう。それを命じる書簡の日付が嫡子の誕生と日と同じうしていたのは、偶然としても面白い。

それにしても如松による書き継ぎが終了した天明四年冬、後に系譜差出の急命が幕府より下ろうとは、氏福も次郎三郎も考えるよしはなかつた。その時のあわてようからすれば、安永から脈々と続いた家譜新撰の下準備なるものが一体どれほどの形でまとまっていたか、疑問な点もある。次回は如松の作業が、具体的にどう丹羽軍功録並びに新撰系図に反映されたかを確認して、しめくりとしたい。

本稿執筆にあつて

安井家

岩出家

丹羽家(埼玉県)

丹羽家(兵庫県)

の皆様に対し、資料閲覧の便をおはかりくださり、様々なご教示をくださったことに、心より感謝の念を捧げます。